



# 鳥取県公報

平成 26 年 10 月 14 日(火)  
第 8 6 4 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (734) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (735) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (736) (〃) . . . . . 3
	土地収用法による土地の立入り (737) (県土総務課) . . . . . 4
	県道の区域の変更 (738) (道路企画課) . . . . . 4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (6) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社 ハピネラ イフケア 鳥取	米子市錦町三丁目 77	ハピネリハビリ センター	鳥取市南吉方二 丁目24	通所介護	平成26年9月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社 ハピネラ イフケア 鳥取	米子市錦町三丁目 77	ハピネリハビリ センター	鳥取市南吉方二 丁目24	介護予防通所介護	平成26年9月1日

## 鳥取県告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社エヌ・ビー・ラボ	神奈川県横浜市中区桜木町1-101-1	通所介護事業所エルスリークラブ鳥取	鳥取市卯垣五丁目8	平成24年12月5日

社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	デイサービス吉方温泉 いくのさん家	鳥取市吉方温泉一丁目406	平成26年7月22日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンターふせ	鳥取市布勢422-3	平成26年8月1日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	デイサービス吉方温泉 いくのさん家	鳥取市吉方温泉一丁目406	平成26年7月22日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンターふせ	鳥取市布勢422-3	平成26年8月1日

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンターふせ	鳥取市布勢422-3	平成26年8月1日

## 鳥取県告示第736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	平成21年2月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市宮長268-1	平成26年7月31日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	平成21年2月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市宮長268-1	平成26年7月31日

**鳥取県告示第737号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 起業者の名称

中国電力株式会社

## 2 事業の種類

特別高圧架空電線路 鳥取線No. 23～No. 28経年鉄塔建替事業

## 3 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡湯梨浜町大字方面字龍名、大字別所字柳谷、字寺谷、字下ノ宮内ケ原、字二ノ字坪谷、字三ノ字坪谷、字四ノ字坪谷、字割谷、字木挽谷、字猿ノ目、字木挽谷口、字五ノ字坪谷、字野田、字字坪谷、字塔ケ平、字駄返シ、字田ノ谷、字焼尾、字宮内ケ原、字鑄物師谷及び字山川ノ上並びに大字川上字字坪越シ、字横道平、字奥山ノ神、字大葉、字大場及び字墓ノ谷地内

## 4 立ち入ろうとする期間

平成26年11月1日から平成27年6月30日まで

**鳥取県告示第738号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年10月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用瀬線	変更前	鳥取市嶋字土居ノ下90-1地先から同字90-5地先まで	21.2～23.0	2.0
	変更後	鳥取市嶋字土居ノ下90-1地先から同字90-5地先まで	21.2～22.6	2.0

**内水面漁場管理委員会告示****鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号**

平成26年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号(コイの持出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成26年10月14日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) 鳥取市用瀬町鷹狩の<u>下井手頭首工</u>(以下「<u>下井手頭首工</u>」という。)より下流の千代川本流</p> <p>(2) <u>下井手頭首工</u>より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川(私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰(以下「大口堰」という。)から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。)及びそれに接続する全ての用水路</p> <p>(3) 鳥取市用瀬町鷹狩の赤波川から取水する上井出用水路及びそれに接続する全ての用水路</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) 鳥取市河原町曳田の<u>佐貫橋</u>より下流の千代川本流</p> <p>(2) <u>佐貫橋</u>より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川(私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰(以下「大口堰」という。)から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。)及びそれに接続する全ての用水路</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2～4 略</p>